

## 1 8 使用料及び手数料

### 1 使用料

主な施設の使用料

(単位：円)

新居浜市			別子山村		
区	分	使用料	区	分	使用料
文化センター 大ホール	平日全日	30,000	公民館	全館終日	10,000
	土日祝日全日	36,000		全館1時間	1,000
	冷房1時間	2,500			
	暖房1時間	1,000			
文化センター 小ホール	平日全日	15,000	村民グラウンド	村民	無料
	土日祝日全日	18,000			
	冷房1時間	1,500			
	暖房1時間	700			
文化センター	大会議室全日	5,500	福祉センター	風呂付き全館4時間	20,000
	中会議室全日	2,500		小会議室1時間	300
	小会議室全日	1,500		大広間カラオケ付1時間	1,500
市営サッカー場 (入場料を徴収しない場合)	一般全日	16,000			
	高校生以下全日	8,000			
野球場	一般全日	5,000			
	学生全日	2,500			
市民テニスコート	一般全日	210			
	学生全日	100			
山根公園テニスコート(照明を使用しない場合)	一般1時間	260			
	学生1時間	130			
東雲市民プール	大人2時間まで	60			
	中学生以下2時間まで	10			
山根公園屋内プール	大人2時間まで	420			
	中学生以下2時間まで	210			
市民体育館 (入場料を徴収しない場合)	一般全日競技場	8,000			
	一般全日体育室	4,000			
	学生全日競技場	4,000			
	学生全日体育室	2,000			
山根総合体育館(入場料を徴収しない場合)	一般全日競技場	6,000			
	一般全日柔剣道場	3,000			
	学生全日競技場	3,000			
	学生全日柔剣道場	1,500			

### 現状

新居浜市の使用料は、当初に設定された額が長期間据え置かれているものが多く、また昭和37年に設置された市民文化センターの使用料が全市的な料金算定の基礎になっているため、施設の管理運営費に対して使用料収入が非常に少ないものが大半を占めている。別子山村については施設数自体が少な

く、福祉センターの使用料が目立つ程度である。

## 課題

新居浜市と別子山村では自治体の規模及び施設数に余りにも差があるため、合併後は別子山村の施設の使用料についても、新居浜市の使用料基準に合わせていかざるを得ないと思われる。長期間使用料の見直しを行っていない新居浜市は、今後合併へ向け、使用料全般について受益と負担の原則に基づいた適正な額への見直しを図っていかなければならない。

## 効果

別子山村の施設について、合併により利用増が期待される。

## 2 手数料

(単位：円)

手数料を徴収すべき事項	新居浜市	別子山村
戸籍の謄本又は抄本の交付	450	450
除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付	750	750
戸籍に記載した事項に関する証明	350	350
自動車の臨時運行の許可	750	
印鑑に関する証明	300	100
身分に関する証明	300	100
住民票記載事項の証明	300	100
住民票の写しの交付	300	100
戸籍の附票の謄本又は抄本の交付	300	100
租税公課に関する証明	300	100
埋葬、火葬、改葬に関する証明	300	100
その他の証明	300	100
住民票の閲覧	300	100
犬の登録	3,000	3,000
狂犬病予防注射済票の交付	550	550
犬の鑑札の再交付	1,600	1,600
動物の飼育又は収容の許可	6,010	
木材業者の登録	1,010	1,000
開発行為の許可（自己の住居面積が0.1ヘクタール未満）	8,600	

使用料の徴収は多岐にわたることから、その一部を記載した。

## 現状

手数料は、特定の者に提供する役務に対し、その事務に要する経費に充てるため徴収するものである。新居浜市では、市独自で料金設定が可能な幼稚園入園料、工業試験場手数料は、民間や他県等の施設に比べ著しく低額になっている。別子山村では、戸籍の謄本または、抄本の交付、犬の登録に関する手数料等新居浜市と同額のものがある一方で、印鑑に関する証明、身分に関する証明等新居浜市と比べ額が非常に低いものがある。

## 課題

新居浜市の手数料のうち、額が著しく低いものについては見直しが必要である。別子山村では、印鑑に関する証明、身分に関する証明等新居浜市と比べ額が非常に低い手数料等について新居浜市の額に合わせた見直しが必要である。